

虐待などから守れ

認知症者
高齢者
認知症者
高齢者

市民後見センターとよはし・加藤政実代表

成年有効活用訴え 後見制度

認知症の高齢者や知的障害を持つ人など判断能力が低下した人に見人を付けて支障のない生活を送れるように支援する「成年後見制度」は、00(平成12)年に導入されたが認知度は低い。今年3月に発足した市民後見センターとよはし(豊橋市南瓦町、加藤政実代表)では、制度を知り有効に活用してもらおうと活動を続けている。

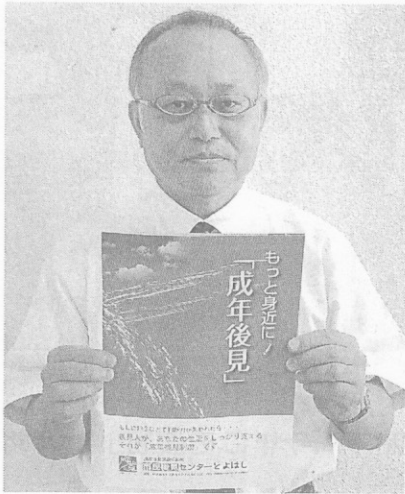
同制度は判断能力が低下した人に代わり、▽衣食住を確保するなど生活面の配慮・見守り▽公共料金の支払いや医療・福祉サービスの契約などを行う契約・管理・公的手続き▽年金の管理や金融機関などと取引する金銭・財産管理を後見人が行い裁判所に報告をすることが義務付けられている。

高齡化社会が進み、国内の認知症患者は300万人いるといわれ10年後には500万人にもなると予想され、精神疾患の患者数も増えている。加藤代表は、各市町人口の3%に後見人が必要とされる現状で、生活面のサポートの他に同制度を利用するメリットとして「虐待防止や悪徳商法から身を

守ることも可能」と語る。独居老人が介護施設などに入居した際、老人の様子を第3者が定期的に訪問することで施設内を密室にすることを防ぎ、悪徳商法にだまされた際には、後見人がいることで契約を自動的に解約できる。

後見人は、判断力が低下した本人の4親等以内の家族や親族からの申し立てを受けて各地域の家庭裁判所が選任する「法定後見」と、判断力がある人が後見人候補と申請する「任意後見」の手続きに分かれる。親族がない高齢者などは、「市町申し立て」によって選任するが、市町から申請されることはほとんどないのが現状。後見人は、法人でも受けることができ、市民後見センターとよはしでは、後見人としての活動を行うと同時に、市民へ制度や手続きの説明や、相談を無料で受け付けている。

豊橋市の市営住宅では、孤独死と思われる事例も発生しており、独居老人への対策も課題となる。加藤代表は同制度について「認知症などを抱える方の人生を守るための制度。有効活用することが生活の安全につながる」と語り、多くの後見人が必要となるため「共に活動する人も求めている」と



制度のパンフレットを持って協力を呼びかける加藤代表(市民後見センターとよはし事務所)

呼びかける。同制度についての問い合わせ・相談は、市民後見センターとよはし 0532-431511。(佐々木雄紫)